

議案第70号

財産の取得について

朝霞市立中学校学習者用コンピュータ等を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年朝霞市条例第16号）第3条の規定により議会の議決を求める。

- | | | | |
|---|--------|---|----------|
| 1 | 財産の種別 | 朝霞市立中学校学習者用コンピュータ等 | |
| 2 | 概 要 | 学習者用タブレット型コンピュータ | 1, 219台 |
| | | ケース一体型キーボード | 1, 219台 |
| | | 管理ソフトウェア | 1, 219台分 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 | |
| 4 | 契約価格 | 61, 376, 650円（税抜） | |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都中野区東中野2丁目6番11号
株式会社ライオン事務器
IT事業部長 並木 稔 | |

令和7年9月3日提出

朝霞市長 松下 昌代